

大田区文化芸術推進プラン(素案)

令和7年 10 月

大田区

平和都市宣言

大田区では昭和 59 年8月 15 日に、世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、『平和都市宣言』を行いました。

『平和って なあに
しあわせな ことよ
しあわせって なあに
自由で楽しいくらしができること
だから 世界中の人と 力をあわせて
大切な 平和を守らなければ いけないの
地球上どこへ行っても 笑顔があるように...
この人類共通の願いをこめて 大田区は
平和憲法を擁護し核兵器のない
平和都市であることを宣言する』

昭和 59 年8月 15 日
大田区

区長あいさつ

目次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨.....	6
2 計画の位置づけ.....	7
3 計画期間.....	7
第2章 大田区の特徴	8
1 特色ある地域性.....	9
2 多種多様な文化資源と施設.....	10
3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲.....	15
4 文化芸術活動の現状と課題.....	16
第3章 区の文化芸術の推進における戦略	19
1 めざすまちの将来像.....	20
2 計画の施策体系.....	21
3 計画の見方.....	22
第4章 施策と事業例	23
施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備	24
1-1 文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実.....	25
1-2 アウトリーチにつながる取組の推進.....	27
1-3 芸術家に活動の場を創出.....	28
施策2 地域の文化資源の保存・活用・継承	29
2-1 文化資源の調査・研究・活用.....	30
2-2 伝統文化の継承.....	32
施策3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献	34
3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化.....	35
3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化.....	36
施策4 多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用	37

第5章 計画の推進に向けて	40
1 推進体制	41
2 進行管理	43
資料編	44
1 策定経過	45
2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿	47
3 大田区 文化に関する意識調査	48
4 施策別事業一覧	52
5 区内の指定・登録文化財の種別件数	60
6 国・東京都の動向	61
7 文化芸術基本法	63
8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	71
9 用語集	75

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

区では平成 23(2011)年に、大田区で初めてとなる文化に関わる行政計画「大田区地域文化振興プラン」を策定しました。この第1次計画では地域に根ざした文化活動や区内にある文化資源を総称して地域文化と位置づけ、地域の連帯感やにぎわいをもたらし、地域活性化の原動力となり地域力を高める要素ととらえました。区民や文化団体、企業を含めた事業者、公益財団法人大田区文化振興協会、区等の連携とそれぞれの役割を明確にし、地域文化振興の指針を示しました。また、平成22(2010)年秋の羽田空港の国際化を受け、多文化共生を基本目標の柱の一つに掲げました。

第2次計画では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、視点を地域文化の枠にとどめず視野を広げ、「国際都市おた」にふさわしい文化施策を展開していくため、計画名称を「大田区文化振興プラン」に改称しました。ものづくり、観光、まちづくり等の分野の事業に文化的視点や手法を取り入れることで、にぎわいのあるまちの実現をめざしました。

第3次計画では、これまでの方向性を引継ぎつつ、「誰もが」文化に触れることができる環境整備や個人の「自分らしさ」、「生きがい」といった表現を加え、文化の持つ社会的な効用を生かしたまちづくりへの展開を進めました。

第4次となる本計画では、文化芸術を人と人の心のつながりを生むもの、多様性を受け入れ、互いに理解し尊重し合う心豊かな活力ある社会をつくるものととらえて、これまで取り組んできた施策に継続して取り組むとともに、区の文化資源をさまざまな分野における社会的課題の解決に活用していく総合政策としての視点を取り入れ、計画の名称を「大田区文化芸術推進プラン」に変更します。

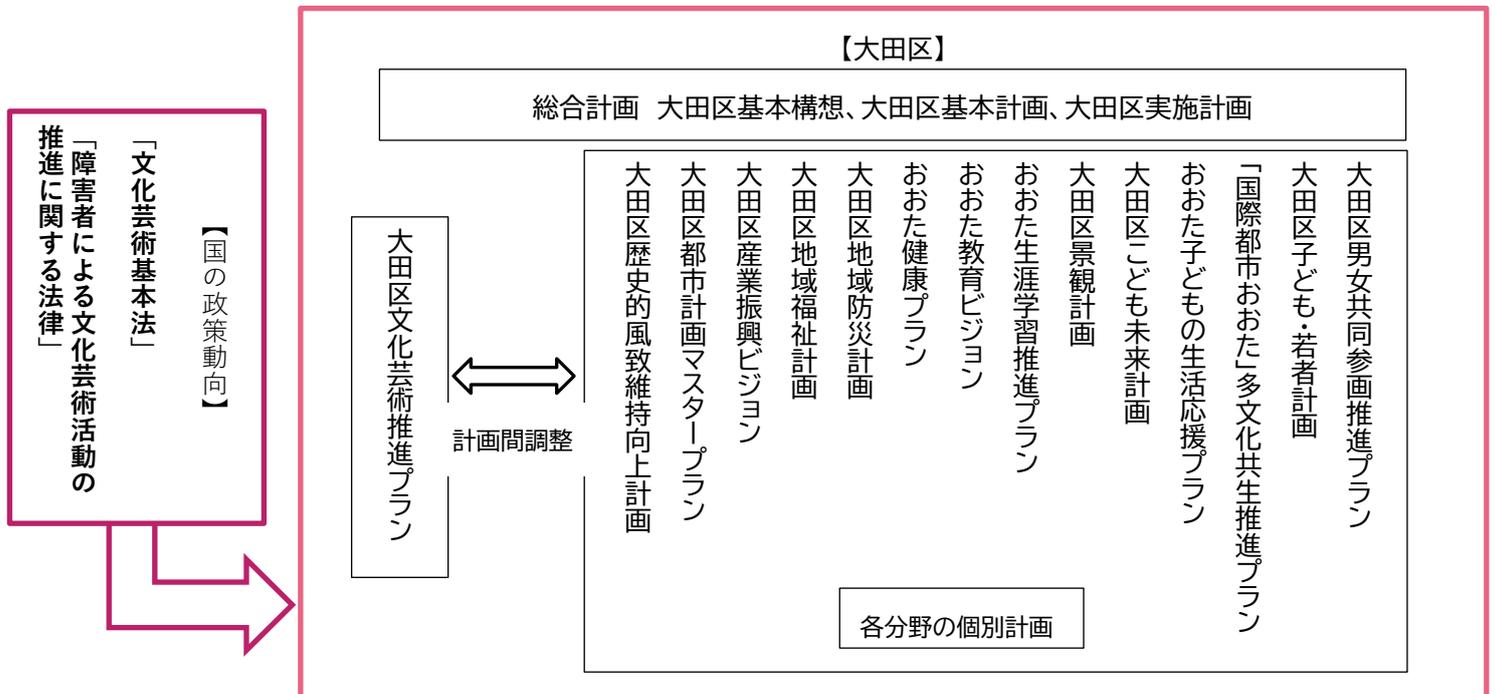
◆これまでの歩み

	名称	期間
第1次	大田区地域文化振興プラン	平成 23(2011)年度～平成 26(2014)年度
第2次	大田区文化振興プラン	平成 27(2015)年度～平成 30(2018)年度
第3次	大田区文化振興プラン	平成 31(2019)年度～令和7(2025)年度
第4次	大田区文化芸術推進プラン	令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

2 計画の位置づけ

本計画は、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の方針を示すものです。誰もが文化芸術や区の文化資源に親しめる環境を整えることで、区民が自分らしく誇りと地域への愛着を持ちながら暮らすことができ、心ときめく豊かな地域をつくることをめざします。

国の「文化芸術基本法」、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に規定された文化芸術の推進に関する計画として、策定にあたっては、国や東京都の関連政策はもとより、区の中長期的なまちづくりの羅針盤である総合計画、各分野の個別計画との計画間調整を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年とします。計画期間の4年目である令和11(2029)年度に中間見直しを行う予定です。

基本構想:令和6(2024)年度から令和22(2040)年ごろ
基本計画:令和7(2025)年度から令和14(2032)年度までが第1期、
令和15(2033)年度から令和22(2040)年度までが第2期
本計画 :令和8(2026)年度から令和15(2033)年度まで

第2章

大田区の特徴

1 特色ある地域性

大田区は東京 23 区的最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。総面積は 23 区で最も大きく、その約4分の1を世界の主要都市とつながる羽田空港が占めています。製造業をはじめとした国内有数の産業集積地やにぎわいのある商店街、閑静な住宅地、自然豊かな緑地等、エリアごとに異なる特色と魅力があります。

総人口は 23 区で3番目の多さで、全区民のおよそ 4.3%にあたる外国人が 130 の国・地域からやってきて暮らしており、異なるバックグラウンドを持つ区民が共生しています。

令和6年度に実施した「大田区 文化に関する意識調査」によると、約8割の区民が文化芸術に関心を持っていることがわかっています。また、文化芸術を余暇・趣味として楽しむものにとどまらず、生活や気持ちを豊かにするもの、見聞や視野を広げてくれるもの、人とのつながりを生むもの等ととらえていることも明らかになりました。

【区全域の地図】

(※各地域のキャプション)

大森・・・海苔づくりの歴史に触れることができる海岸沿いの地域から、伝統野菜の栽培や大森貝塚や馬込文士村等、歴史と文化の香りを感じることができるエリア

蒲田・・・多摩川に面し豊かな自然が残る一方、多くの人でにぎわう蒲田駅があるほか、大小さまざまな事業所、ものづくり工場、住宅地が混在するエリア

調布・・・区西部の多摩川沿いに位置し、水とみどりに恵まれ、自然との調和がとれた、閑静な住宅街が広がる地域で、湧水や池、小川等も多く、自然に親しみくつろげるエリア

糎谷・羽田・・・東側に羽田空港があり、国際都市おおたの玄関口である一方、みどり豊かな多摩川に面しており、河口付近ではたくさんの珍しい生き物が生息し、自然との調和がとれたエリア

2 多種多様な文化資源と文化施設

(1) 暮らしとともに生まれた文化資源

令和9(2027)年に発見から150年を迎える大森貝塚は日本の近代考古学発祥の地と呼ばれ、動物学者モースが横浜・新橋間を走る汽車の車窓から発見しました。大森貝塚のほかにも区内各所から石器や土器が多く発掘され、田園調布一帯の台地には亀甲山古墳や宝萊山古墳等があり、久が原台地等では旧石器時代から人々が暮らしていたことがわかっています。

江戸時代においては郊外の農村として人々が暮らし、六郷用水の開削により田畑の開発が進みました。臨海部では海苔の養殖が盛んに行われ、御膳海苔として江戸幕府にも献上されました。また、東海道が通っていたことから多くの旅人が往来し、大森の土産物として麦わら細工が売られる等商業の発展が見られました。

大正中期には「松竹キネマ蒲田撮影所」が開設され、蒲田のまちは映画人がもたらす風俗・文化の気配で色めきました。多くの作品が生み出され、最先端のファッションを着こなす俳優がまちを歩く等「モダン・蒲田」の流行発信地としてにぎわいました。

そして大正末期から昭和初期にかけては、馬込・中央・山王地域に多くの作家や芸術家が暮らしことから馬込文士村と称され、作家同士の交流から新たな作品も生まれました。尾崎士郎をはじめとする80名あまりの作家・芸術家が馬込文士村に暮らし、昭和文学発祥の地と言われています。また経済の高度成長に加え、東京オリンピックを控え区内の景観が激しく変貌を遂げる中まちの姿を残そうと、区は昭和39年に「大田区百景」、平成9年には区政50周年を期に「新大田区百景」を制作しました。

このほかにも区内には、「本門寺五重塔」「旧川端龍子邸」に代表される国の指定・登録文化財、現在は勝海舟記念館として公開される「旧清明文庫」や「龍子記念館」等の国の登録有形文化財、「水止舞」に代表される東京都の指定文化財、「六郷神社獅子舞」に代表される区の指定文化財が多数あります。また、海外でも高く評価されている版画絵師の川瀬巴水の作品も大田区立郷土博物館で多数所蔵しています。

日常生活においても、豊かな自然の恵みと歴史が息づく祭礼や季節の行事、伝統芸能や伝統工芸、歴史的な建造物や街並みの保全・景観づくりのほか、ホール機能を持つ文化施設の特色を生かして地域に根ざした「JAZZ」や「オペラ」、「落語」といった舞台芸術等、大田区ならではの文化芸術が受け継がれています。

このように人々の暮らしと共にさまざまな文化資源が生まれ、現代に継承されています。

(2)文化施設

区の文化施設は、区民が身近に文化芸術に親しみ、活動する拠点です。また同時に、区の文化芸術を創造し、発信・継承する場でもあります。ホール機能を持つ施設が3施設、博物館・記念館等が10施設あります。これら施設のうち大田区民プラザ、大田区民ホール・アプリコ、大田文化の森、大田区立龍子記念館、大田区立熊谷恒子記念館、大田区立馬込アートギャラリーは、指定管理者制度を導入しています。



区内にある文化施設の場所を示す地図

(※地図に入れるキャプション)

分類	施設名称	所在地	説明文
ホール機能を持つ文化施設 ～文化芸術の鑑賞・表現・体験・応援・創造の場～	大田区民プラザ 大ホール509席、車いす席2席、小ホール最大150席	下丸子 3-1-3	大・小ホール、会議室、和室、美術室、茶室等、文化芸術活動のためのスペースや体育室も有しています。
	大田区民ホール 大ホール 1,477 席、小ホール最大175席	蒲田 5-37-3	音響に優れた大ホールのほか、小ホールや展示室、スタジオ等を有しています。
	大田文化の森ホール259席	中央 2-10-1	ホールや調理室、工芸室等を有し、区民の自主的な活動拠点となっているほか、図書等が置かれた情報館もあります。
博物館・記念館等 ～区の歴史・伝統やゆかりのある芸術家・作家の足跡を保存・発信する拠点～	郷土博物館	南馬込 5-11-13	区内を中心とした考古、歴史、民俗の各分野の資料を収集・保管・展示しています。
	大森 海苔のふるさと館	平和の森公園 2-2	国指定の海苔の生産用具を保存・公開し、海苔づくり歴史と技術を伝える施設です。
	勝海舟記念館 <u>国登録有形文化財</u>	南千束 2-3-1	旧清明文庫を保存・活用し、海舟の想いと地域の歴史を伝える記念館です。
	龍子記念館 <u>国登録有形文化財</u>	中央 4-2-1	近代日本画の巨匠、川端龍子が自ら設計した建物で龍子作品を展示しています。
	熊谷恒子記念館	南馬込 4-5-15	現代かな書の第一人者、熊谷恒子が生前住んでいた自宅を改装した記念館です。
	馬込アートギャラリー	南馬込 4-10-4	区が所蔵する美術品等を保管する拠点です。展示やワークショップも行います。
	山王草堂記念館	山王 1-41-21	ジャーナリスト徳富蘇峰の旧宅の一部を保存し、原稿や書簡等を展示しています。

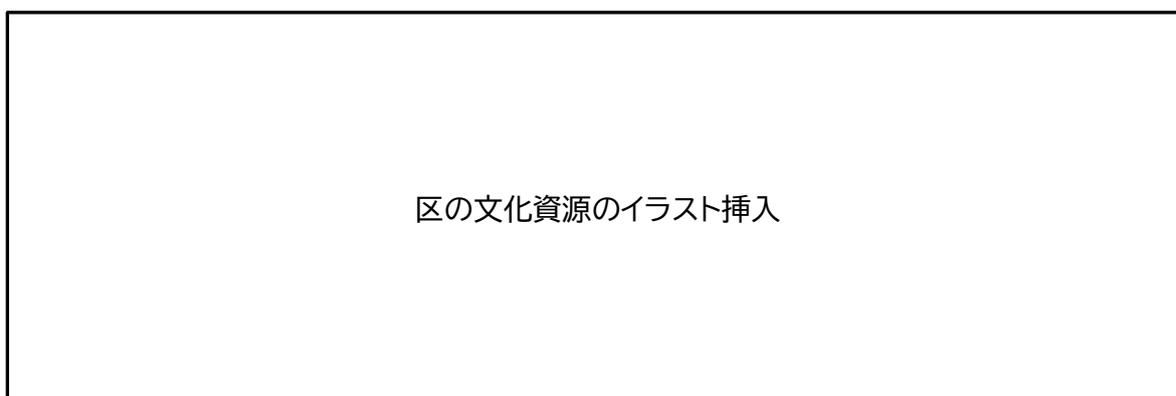
	尾崎士郎記念館	山王 1-36-26	馬込文士村の中心的人物とされる尾崎の自宅を復元し、著書等を展示しています。
	多摩川台公園古墳展示室	田園調布 1-63-1	多摩川台公園内の古墳を学べる施設で、田園調布古墳群の資料のレプリカを展示しています。
	馬込文士村資料展示室 (山王会館内)	山王 3-37-11	馬込文士村でも山王にゆかりの作家・芸術家の資料のレプリカを展示しています。

分類	施設名称
文化センター	美原文化センター
	馬込文化センター
	南馬込文化センター
	池上文化センター
	嶺町文化センター
	雪谷文化センター
	石川町文化センター
	糀谷文化センター
	羽田文化センター
	萩中文化センター
	六郷文化センター
区民センター	大森西区民センター
	馬込区民センター
	洗足区民センター
	矢口区民センター
	大森東地域センター
	萩中集会所
その他の集会室等	大森西二丁目複合施設(大森西地域力推進センター)
	区民活動支援施設大森(こらぼ大森)
	入新井集会室
	ライフコミュニティ西馬込
	池上会館
	新井宿会館
	山王会館

	嶺町集会室
	田園調布せせらぎ館
	六郷集会室
	平和の森会館
	新蒲田一丁目複合施設(カムカム新蒲田)
	区民活動支援施設蒲田(mics おおた)
	消費者生活センター
	男女平等推進センター(エセナおおた)
	大森北四丁目複合施設(スマイル大森)
	おおた国際交流センター(Minto Ota)
	青少年交流センター(ゆいっつ)
図書館	大田図書館
	大森南図書館
	大森東図書館
	大森西図書館
	入新井図書館
	馬込図書館
	池上図書館
	久が原図書館
	洗足池図書館
	浜竹図書館
	羽田図書館
	六郷図書館
	下丸子図書館
	多摩川図書館
	蒲田図書館
	蒲田駅前図書館

3 区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲

私たちの暮らしや人と人とのふれあいの中から生まれ、地域に根ざした文化芸術活動や継承されてきた有形・無形の文化資源を、区の文化芸術施策の推進・本計画における文化芸術の範囲と考えます。第2章で記載した「特色ある地域性」「多種多様な文化資源と文化施設」を基本としつつ、その土台となるのは、文化芸術基本法に規定されている概念です。文化芸術は、社会情勢や暮らしの変化を受けて変わりゆくものであるため、今後生まれてくる地域固有の新たな分野についても視野に入れていきます。



【参考 文化芸術基本法の規定】

分野	内容
芸術	文学, 音楽, 美術, 写真, 演劇, 舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画, 漫画, アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎, 組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能
生活文化	茶道, 華道, 書道, 食文化その他の生活に係る文化、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能
国際交流	文化芸術にかかる国際的な交流及び貢献

4 区の文化芸術活動の現状と課題

区では、前述のとおり平成 23(2011)年から文化施策の方針を定め、新型コロナウイルス感染症流行時においても方法を工夫する等して文化芸術事業を止めることなく実施してきました。これまでの取組結果を踏まえ、現状における区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、区民ならびに文化団体を対象に令和6年度に「大田区 文化に関する意識調査」を実施しました。

⇒調査の詳細は区ホームページ参照

2次元
コード

1 文化芸術がもたらす影響

過去1年間に文化施設で文化芸術を鑑賞もしくは活動した人は、どちらも「楽しみ、幸せ、心身の健康」に対する影響は非常に高く、文化芸術に触れることで9割近くが増えると考えています。区が実施する事業をはじめ、さまざまな文化芸術事業に触れる環境や自主的・主体的な文化芸術活動を通じて、区民は文化芸術が自身にポジティブな影響をもたらすと認識していることがわかります。

一方で、文化芸術による影響で「地域や人とのつながり」「地域への愛着」が増えると答えた区民の割合は、鑑賞した人より活動した人のほうが多くなっています。

(「大田区 文化に関する意識調査」の結果を図、グラフィック等で表現)

Q:文化芸術が自身にもたらす影響

(1)鑑賞による影響

(2)活動による影響

2 文化芸術の鑑賞実態

過去1年間に文化芸術を鑑賞したかの問いに対する回答のうち、「鑑賞したかったが、できなかった」に着目すると、若年層が全体の平均値より低く抑えられているのに比べ、40代以降になると、何等かの理由で多いことがわかります。

「鑑賞したかったが、できなかった」理由として、29歳以下は「仕事・学業等で時間がとれない」「情報を知る機会がない」が上位になっています。30代・40代は「育児・学業等で時間がとれない」が上位に、50代・60代になると主に「仕事(学業等)で時間がとれない」が理由となっています。70代で顕著なのは、「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」となります。

情報弱者とはあまり考えられない若年層の「情報を知る機会がない」への対応としてSNSによる発信強化等はシティプロモーション部局と、70代以上の「健康上、鑑賞に出かけることが難しい」についての対応は福祉や健康に関連する施策を担う部局等と、部局を横断して連携・取り組んでいく必要があると考えます。

(「大田区 文化に関する意識調査」の結果を図、グラフィック等で表現)

Q:鑑賞の有無

Q: 鑑賞できなかった理由

3 文化芸術団体が考える活動環境

団体が区内で文化芸術に関する活動をする上での充実度について、「充実していると考えている層」が減少していることがわかります。コロナ禍を経て変化した可能性も考えられますが、区としてコーディネート機能を高めていく必要があると考えます。

(「大田区 文化に関する意識調査」の結果を図、グラフィック等で表現)

前回調査(平成29年度)と今回調査(令和6年度)の比較

- (1)講師等の人材の派遣
- (2)他団体とつながるための機会

4 区の施策に求められること

回答者のこどもの有無にかかわらず、こどもが文化芸術に触れる機会や、区民が幅広いジャンルの良質な文化芸術に触れる機会を創出することを重要だと考えている区民が多いことがわかります。また、区が文化施策を行うことで「こどもの心の豊かさや創造性が伸びる」「地域に対する愛着が生まれる」「区民が地域の歴史・文化を知る」「地域コミュニティが活発になる」こと等を期待されていることがわかることから、区として取り組んでいく必要があると考えます。

(「大田区 文化に関する意識調査」の結果を図、グラフィック等で表現)

- ・区が文化芸術を振興していくために重要なこと
- ・文化芸術施策による人やまちの変化(期待すること)

第3章

区の文化芸術施策の推進・本計画における戦略

1 めざすまちの将来像

～ 生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区 ～

私たちが暮らす大田区は、ものづくりにおける高い技術力を持つ企業やにぎわいのある商店街、銭湯等が集積し、閑静な住宅地景観、自然豊かな緑地等とともに多様な魅力を持つ地域から成ります。世界の主要都市とつながる羽田空港があり、130の国・地域にルーツを持つ人が暮らしています。異なるバックグラウンドを持つ人同士が出会い、互いを理解し、受け入れ、共生していく時、多様な価値があふれ平和で豊かな社会が実現します。そのつなぎ役となるのが文化芸術であると考えます。

新型コロナウイルス感染症流行時においては、文化芸術が安らぎや希望を与え、心を落ち着かせたり回復させたり、豊かに保ったりするものとして私たちの暮らしに不可欠で、生きる上で心の支えになっていることも再認識しました。

こどもの頃から文化芸術や地域固有の文化資源に触れ、学び、体験、継承することは創造性を高め、グローバル化が進む世界でアイデンティティの基点となると同時に、まちへの愛着を育みます。まちの景観が変わっていくなかでも、近年は工場跡地や空き家をアートスペースに活用する等、当初の営みを終えた場所に文化芸術によって新たに命を吹き込み、地域に活気や交流をもたらす動きも見られます。

そこで、区の文化芸術施策の羅針盤として「生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区」を掲げます。文化芸術を心の礎に、地域に継承されている固有の文化資源を大切にすることで、区民一人ひとりが自分の時間にゆとりと創造性を持って豊かに暮らしていける、活力あるまちづくりに取り組みます。

めざすまちの将来像のイラスト

2 計画の施策体系

8年後のまちの将来像として掲げる、区民一人ひとりがゆとりと創造性を持って豊かに暮らしていける活力あるまちの実現をめざして、4つの施策を柱に推進していきます。

めざすまちの将来像	
生きる上で私たちの心を支える 文化芸術薫る豊かなまち 大田区	
施策	
施策1	<p>文化芸術を身近に感じられる環境整備</p> <p>年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、文化芸術に親しめる環境を充実させるため、【鑑賞】【表現】【体験】【応援】【創造】機会の充実やアウトリーチ事業、芸術家の支援を行う。</p> <p>1-1 文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実</p> <p>1-2 アウトリーチにつながる取組の推進</p> <p>1-3 芸術家に活動の場を創出</p>
施策2	<p>地域の文化資源の保存・活用・継承</p> <p>区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へ継承するため、文化資源の調査・研究・活用の推進やデジタルアーカイブ化の推進、伝統文化の普及啓発活動等に取り組む。</p> <p>2-1 文化資源の調査・研究・活用</p> <p>2-2 伝統文化の継承</p>
施策3	<p>文化芸術を通じた地域づくりに貢献</p> <p>文化芸術を通じて分野の垣根を超えて日常生活で出会うことのない人同士が出会い、コミュニティが活性化していくような事業実施、情報発信、つなぎ役となる人材育成等を進める。</p> <p>3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化</p> <p>3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化</p>
施策4	<p>多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用 【NEW】</p> <p>文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割を持つ。区の文化資源を活用し、まちづくりや福祉、教育、子育て等といった各分野において、複雑化する社会課題の解決に向けて多面的にアプローチする。</p>

3 計画の見方

(図、グラフィック等でページの見方を表現)

*以下キャプション

めざす姿 この施策でめざす8年後の区民の姿(状態)です。

施策 めざす姿を実現するために、具体的にどのような取組を行うかを示しています。

事業例 施策実現のために行っている事業の例を掲載しています。計画期間中に目標を達成して事業を終えたり、新たな手法やより改善された事業を行う等、各施策にかかわる事業は変わっていく可能性があるため、計画策定時に実施している事業を「事業例」として紹介しています。

※計画策定時における施策別事業一覧は、資料編に掲載しています。

新たな取組例(事業の発展性)

今後8年間で区が取り組んでいきたいことをまとめています。

第4章

施策と事業例

めざす姿 誰もが日常生活のなかで文化芸術に触れることができます

施策1 文化芸術を身近に感じられる環境整備

文化芸術は人々の創造性を育み、アイデンティティの基点となるものです。区民誰もが、日常生活のなかで文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

施策1のめざす姿を表現したイラスト

施策1-1 文化施設等を拠点とした文化芸術活動の充実

本格的な公演を実施できるホール機能を備えた文化施設や、区民・文化団体が日常的な文化芸術活動を行える施設等、区内には自主的に文化芸術に触れることができる環境があります。この特性を生かし、文化施設等を拠点とした区民の文化芸術活動を支援し、年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を【鑑賞】、【表現】、【体験】、【応援】、【創造】できる機会を充実させます。

事業例	内容	分類	担当部局
大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能等幅広い分野で出展者を募って開催します。	【鑑賞】 【表現】	文化芸術推進課
大田区障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動の中で制作した作品を発表します。	【鑑賞】 【表現】	障害福祉課
クラシック、ポピュラー等の音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演等、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	【鑑賞】	文化振興協会
【NEW】 収蔵拠点を活用したワークショップ	区所蔵美術品等を集約する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時にこども向け対話鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。	【鑑賞】 【体験】	文化振興協会
【NEW】 民間事業者との連携	民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品等の鑑賞・表現・体験機会を提供します。	【鑑賞】 【表現】 【体験】	文化芸術推進課
平和記念式典等	式典やパネル展、戦争体験者の講和を通じて、平和について考える機会を提供します。	【鑑賞】 【体験】	文化芸術推進課、文化振興協会
公演サポーター	文化振興協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を通年で募集します。	【応援】	文化振興協会

OTA オペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラのワークショップを通じて、オペラ歌手と本格的な舞台作品を創造する機会を提供します。	【創造】	文化振興協会
国際都市おおた大使(来～る大田区大使)	区内在住等で区にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。	【応援】	地域力推進課

●新たな取組例(事業の発展性)

(1)【文化芸術に携わる担い手の育成・拡充】

文化センターを拠点とした文化芸術活動を支援し、充実することで、日頃から文化芸術活動を行う区民や団体を増やし、文化芸術に携わる担い手の育成に取り組みます。各文化芸術分野の裾野を広げ、発表や出展の機会を拡充します。

(2)【文化芸術活動拠点の検討】

さまざまな機能・性格をもつ文化施設や社会教育施設を複合することで生まれる、相乗効果の可能性を探り、文化芸術分野の総合的なプラットフォーム、また地域文化コミュニティの形成となる拠点づくりを検討します。

施策1-2 アウトリーチにつながる取組の推進

文化施設等で文化芸術に触れることがさまざまな理由から難しい区民に向け、文化施設以外で文化芸術に触れる機会につながる取組を充実させます。

	事業例	内容	担当部局
福祉施設向け事業	福祉施設訪問事業(ピアノ・声楽)(美術)	アーティストが区内の福祉施設を訪問し、童謡を披露する等、福祉施設利用者に鑑賞する機会を提供します。	文化振興協会
	郷土博物館出張事業	学芸員が要望に応じて小中学校や区内施設等に出張し、講演や展示等を実施します。	郷土博物館
こども向け事業	学校出張講座	区内小中学校にアーティストを派遣し、音楽や伝統芸能、演劇、ダンス、演芸等の鑑賞プログラムを実施します。	文化振興協会
インクルーシブ事業	特設展示	地域庁舎や特別出張所等の公共施設、民間施設に特設展示スペースを設け、区民や文化芸術団体が制作した作品の発表や、区所蔵美術品等の展示を行います。	文化芸術推進課
	アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示します。	文化振興協会

施策1-3 芸術家に活動の場を創出

未来を担う若手演奏家を発掘するオーディションを行って公演の機会を設けたり、アーティスト・イン・レジデンスを実施したりすること等を通じて、芸術家を支援します。

事業例	内容	担当部局
フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション (ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、出演者オーディションを開催します。オーディション合格者は、文化振興協会主催のコンサートに出演することができ、自身の研鑽を積むとともに区民の鑑賞機会の創出にも貢献します。	文化振興協会
アーティスト・イン・レジデンス	アーティストが旧川端龍子邸アトリエで作品の滞在制作を行い、その成果を展示します。	龍子記念館

めざす姿 文化資源を通じて地域に魅力を感じ、この地に住むことに誇りをもっています

施策2 地域の文化資源の保存・活用・継承

区はさまざまな顔をもつ魅力的な地域で構成されています。自分の住んでいる地域の成り立ちや歩み、史跡、建造物、伝統文化、地域を代表する文化や芸術の担い手を知ることや、祭礼、季節の行事等に参加することは、地域への誇りと愛着をもたらします。これら区の財産である地域の文化資源を守り、次世代へその魅力を継承していきます。

施策2のめざす姿を表現したイラスト

施策2-1 文化資源の調査・研究・活用

博物館等が中心となって地域ゆかりの資料を収集し、調査・研究を経て適切に保存します。これらの資料を、展示や体験型イベント、講演会等で区民とともに活用し、また区民による主体的な学びや活動もサポートします。

なお、収集した資料のオンラインでの公開・活用と後世への継承も視野に入れ、デジタルアーカイブ化を推進します。

事業例	内容	担当部局
資料の収集、調査・研究、保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を調査・研究し、保存します。また、区民からの寄贈や古書店からの購入等を通じて、郷土資料を収集します。	郷土博物館 大森 海苔のふるさと館 勝海舟記念館
常設展、特別展、企画展の開催	考古・歴史・民俗関係資料を基礎とした調査・研究の成果を展示します。	郷土博物館 大森 海苔のふるさと館 勝海舟記念館
文化財の保存・保護及び普及啓発	文化資源を後世に継承していくため、文化財の保存・保護に努め、普及啓発活動を行います。 刊行物の発行や講演会、公開見学会、写真パネル展の開催等を通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供します。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について区民が学び、より理解を深めることができる機会を提供します。	郷土博物館
郷土博物館を拠点に活動している団体の活動	郷土博物館での展示や体験学習・講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行います。	郷土博物館
区所蔵資料の修復	後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行います。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、文化振興協会、龍子記念

		館、熊谷恒子記念館
区所蔵資料のデジタルアーカイブ化	区所蔵資料の保存・活用の両立を図るため、デジタルアーカイブ化及び一元管理を推進します。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館

コラム1 【学芸員のお仕事とは】

主に勝海舟に関する資料の収集・保存・公開を行っています。数千点に及ぶ所蔵資料の年代はさまざまで、古文書が中心ですが紙資料以外にも含まれています。資料の大半が新たに発見・公開されたものであり、人物や事象の今後のとらえ方や評価に大きな影響力を持つため、誤った解釈や情報発信をしないよう慎重を期し、展示前の資料調査と根拠の明確化に重きを置いています。

既刊の研究書や資料集に未掲載の資料を読解する調査には、1点につき数週から数年の時間を要します。また、資料の保存・公開のための修復や撮影も進めており、資料の種類や状態に応じた処置方法を定める上でもやはり調査研究は欠かせない工程です。洗足池や勝海舟記念館も勝家にかかわる深い歴史を持ち、研究の対象となっています。

当館の来館者は、地域の方から遠方の方まで幅広く、レファレンスやイベント等を通じ、コミュニケーションを取ることも仕事のひとつです。

コラム2 【レプリカ展示の醍醐味】

資料の活用(公開)と保存とは相反する行為です。活用する以上、資料の劣化進行は避けられませんが、活用しなければ、資料による歴史文化の後世への継承は困難です。この課題を解決する方法のひとつが、レプリカ(複製品)の製作と活用です。

レプリカは原物に代わり、見る人にその本質を伝える役割を持ちます。形状、質感、色味、さらには製作背景や作者の意図、製法等といった、原物を成り立たせている複数の要素を正確に把握し“レプリカで表現すべきこと”の所在を探りますが、この過程で、原物がもつ年輪の深みや現代では再現不能な技巧の妙に触れ、驚嘆と畏敬の念を覚える時があります。これは“どれだけの技術や労力、費用を注いでも、決して原物の同一品は造り得ない”ことを再認識する瞬間でもあります。

この過程を経てようやく本質へと近づくことができ、その表現のため“どこを略し、略さないか”を吟味します。このような過程を経て造られたレプリカは、見た人に原物と同等の感動を呼び起こす力を備えます。

施策2-2 伝統文化の継承

伝統文化とは、その地域の歴史や風土、価値観を反映したものであり、長い時間をかけて育まれ、時代とともに進化しながら継承されてきたものです。これら伝統文化を保存・継承する取組として、社会的評価の向上を図る区の認定制度の整備や、多くの区民の目に触れるような普及啓発活動等に取り組みます。

事業例	内容	担当部局
大田区伝統工芸士の認定	区内で活動する伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、区民の伝統工芸への興味・関心を喚起するため認定制度を実施します。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	漆工芸や和竿等、伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の技と手仕事の魅力を広く発信します。	文化芸術推進課
おおたの文化week in GRANDUO	駅ビルとの公民連携事業として、区の伝統工芸を身近に感じる機会を提供するため、実物展示とともに誰でも参加できるワークショップも同時開催します。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子等の和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供します。	文化芸術推進課
地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼等の写真を区民から募集し展示します。	地域力推進課
おおた和の祭典「和っく和っくな学び舎」	区内で活動している古典芸能等の文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供します。	文化振興協会

コラム3 【地域に根ざしているかたちのない文化財】

現代に伝わる祭りや郷土芸能といった伝統行事は、その土地の先祖によって育てられ、伝えられてきた固有の文化であり、昔の生活や社会を知るうえでとても重要なものです。その多くが、悪疫退散、豊作・大漁祈願、死者の弔い等、「平和・平穏への祈り」を起源としています。また、娯楽の少なかった時代においては、こうした人が集まる行事が数少ない楽しみのひとつであり、地域のコミュニティ形成にも大きく関わっていました。

大田区においては、池上本門寺の御会式をはじめ、厳正寺の水止舞、六郷神社の子ども獅子舞や流鏑馬、今泉延命寺の双盤念仏、羽田の水神祭等、地域の特色を持つ行事が数多く知られます。こうした「かたちのない文化財」は、人から人へと伝えていかなければならない一方、限定的な範囲で行われることが多いため、後世に残していくことが難しいという課題があります。これまでの自然災害や戦争等、幾多の困難を乗り越えた先に、今の「祭り」の姿があるのです。

コラム4 【都内初！大田区歴史的風致維持向上計画の策定】

区内各地には由緒ある神社仏閣や町工場、旧家等が点在し、地域に根ざした伝統行事・祭礼等が受け継がれてきましたが、近年これら貴重な歴史・文化資源が徐々に失われつつあります。

区はこれまでも景観計画の策定等を通じて歴史文化の継承に努めてきましたが、区内の地域特性を生かしながら、次世代へと継承するための一体的かつ戦略的な仕組みを構築する必要があることから、令和7年度末に「大田区歴史的風致維持向上計画」を策定します。

博物館等が中心となって調査・研究した地域ゆかりの文化資源を保存・活用し、ハード・ソフト両事業の連携によって、歴史をめぐり、訪れたいくなる、ウォークアブルなまちをめざします。

コラム5 【伝統文化に触れる入口～実際に体験する～】

おおた和の祭典は、平成29(2017)年からスタートしました。区内には古典芸能等の文化活動団体が多く、体験者の受入態勢がしっかり整っていることを生かした事業です。公益財団法人大田区文化振興協会と団体が連携し、複数回にわたる稽古、集大成として成果発表会の機会をつくっています。体験できる分野は毎年変わり、箏、三味線、尺八、小鼓、太鼓をはじめ、書道、茶道、華道、日本舞踊、和太鼓等多岐にわたります。

この事業をきっかけに参加者の指導にあたる講師に緩やかな世代交代が生まれ、伝統文化の継承に一翼を担っています。この体験を入口に伝統文化をさらに深く学ぶ参加者もいる等、区内の伝統文化の普及・継承につながっています。

めざす姿 文化資源を生かして人と人のつながりが生まれています

施策3 文化芸術を通じた地域づくりに貢献

文化芸術は余暇や趣味にとどまらず、異なるバックグラウンドをもつ人々が共生する地域社会の発展に貢献する力をもっています。日常生活では出会うことのない人同士が文化芸術を通じて出会い、相互理解と多様性を受け入れる土壌が生まれ、コミュニティが活性化していくことをめざします。

施策3のめざす姿を表現したイラスト

3-1 文化資源を生かした地域コミュニティの活性化

文化芸術事業の企画・運営に意欲がある区民の支援、ホール・展示機能を持つ文化施設の特色を生かした事業の実施、「町工場」「ものづくり」をはじめとした区内で盛んな分野と文化資源を掛け合わせたコンテンツの製作等、文化資源を生かした分野の垣根を越えた交流の場づくり、地域おこしに取り組みます。

事業例	内容	担当部局
区民による企画提案事業の実施	大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を審査・支援します。	大田文化の森運営協議会
ホール機能を持つ文化施設の特色を生かした事業	地域に根ざした事業として、区民プラザでは「下丸子らくご倶楽部」「下丸子JAZZ倶楽部」、区民ホール・アプリコでは「バックステージツアー」、大田文化の森では「避難訓練コンサート」等を開催しています。	区民プラザ、区民ホール・アプリコ、大田文化の森
博物館・記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、博物館・記念館でオリジナルグッズを制作、販売します。	郷土博物館 勝海舟記念館
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の版画をデザインしたアクリルブロックと蒲田切子のグラスを採用し、区の魅力を広く発信します。	郷土博物館 総務課
OTA ふれあいフェスタ	「地域のふれあい」「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れあえる機会を創出します。	文化芸術推進課
OTA アートプロジェクト	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民が地域の魅力を感じる機会を提供します。	文化振興協会

●新たな取組例(事業の発展性)【つなぐ人材の育成】

公益財団法人大田区文化振興協会では、「活動したい」「地域とつながりたい」と思っている区民や団体と芸術家等をつなぐ「アートコーディネーター」の育成に取り組みます。例えば、アートコーディネーターによる文化芸術活動者向けの相談対応を強化します。コーディネーター同士をつなぐ研修会や交流会を開催することで人材のネットワークが生まれ、区内文化芸術活動者の自立的・持続的な活動を支援します。

また、文化芸術活動の企画・運営をマネジメントする「アートマネジメント研修」を実施し、地域で文化芸術事業の運営ができる人材の育成を図ります。

3-2 豊富なメディアによる情報発信とコーディネート機能の強化

区は文化芸術にかかわるイベント情報や顕在化させた文化資源を、多様なメディアを通じて発信しています。発信された情報同士がゆるやかに結びつき、関心のあるテーマを軸につながる新たなコミュニティが生まれていることから、情報発信を継続していきます。また、文化資源にかかわるヒト・モノ・コトの情報一元化の検討と、コーディネート機能の強化に取り組みます。

事業例	内容	担当部局
情報誌「Art Menu」の発行	文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディアです。	文化振興協会
「ART bee HIVE」の発行	区内の官民を問わず、優れた文化芸術活動・団体・ヒトの情報収集・発信を目的としたメディアです。	文化振興協会
地域の文化資源顕在化とつながり創出事業	「ART bee HIVE」で取材したギャラリー等の施設情報や地域で活動している人についてさらに詳しく取り上げ、文化振興協会 HP で紹介します。掲載情報をきっかけに、地域の人同士がゆるやかにつながっています。	文化振興協会
大田区公式 SNS 等での情報発信	区報による広報だけでなく、大田区公式 SNS（公式 X、YouTube 大田区公式チャンネル、公式 LINE）と大田区シティプロモーションサイト「UniqueOta」を活用し、文化施設で行われるイベント情報を広く発信します。	広聴広報課
ポータルサイトの活用 （区民活動情報サイト「オーちゃんネット」、生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」）	区民活動団体（自治会・町会、NPO 法人、任意団体等）の活動内容やイベント情報を紹介する「オーちゃんネット」、生涯学習に関する情報提供と学びのサポートをする「おおたまなびの森」等を活用し、目的や地域別等、区民が知りたい情報を探しやすいポータルサイトを運営します。	地域力推進課
地域情報紙の発行	地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史・文化等の情報を紹介する情報紙を発行します。	地域力推進課

めざす姿 暮らしのなかで文化資源の活用が進んでいます

施策4 多様な分野の社会課題解決に向けて文化資源を活用

文化芸術は、心豊かな活力ある地域づくりに重要な役割をもっています。私たちの心のよりどころであり、多様性や包摂性、相互理解を育み、人と人を緩やかにつなぎ、イノベーションを生むことができます。各分野で複雑化する社会課題の解決に向けて区が持つ文化資源を活用した、多面的で有機的な連携が進むよう働きかけます。

※多様な分野 【まちづくり】【国際交流】【多文化共生】【福祉】【健康】【教育】【子育て】【ものづくり産業】【観光】【防災】【環境】等

施策4のめざす姿を表現したイラスト

【連携事例】

× 健康

●おた健康経営事業所への情報提供

働き盛り世代の健康維持・増進を見据え従業員の健康づくりに経営的な視点から取り組む区内事業者を募集し、認定・表彰する事業です。従業員のメンタルヘルス向上のアプローチの1つとして、大田区立郷土博物館企画展「高橋松亭×川瀬巴水」のお知らせをメルマガで配信します。「大田区 文化に関する意識調査」の結果で、文化芸術を鑑賞することで「楽しみ、幸せ、心身の健康」が増えると回答した区民が8割強だったことを受けて実現しています。

【参加者の声】

博物館は大きな声を出せない場所ということで、子づれでいくことに心配がありなかなか足を運べていなかったのですが、大変嬉しく思います。

●赤ちゃんと一緒に博物館へ

× 子育て

子連れで行くことが難しいと思われがちな博物館に気軽に来館してほしいという目的で、1歳以下の乳幼児と保護者を対象に定期的の実施しています。学芸員による展示解説と乳幼児向けの読み聞かせを行っています。「ゆりかごから墓場まで」をモットーにしたインクルーシブな事業です。

× 福祉

●障がいのある方たちの創造性を生かした自主生産品の開発 ～+Art(プラスアート)「福祉×アート」事業～

区内にある福祉施設と区内で活動しているアーティストが協働し、福祉施設が生産している「自主生産品」に創造性の視点を生かした製品を開発しています。デザイン性ある製品をつくることで、福祉施設利用者の工賃を上げたり、自主生産品の魅力向上に取り組んでいます。

× 教育

●教員の初任者研修で対話鑑賞の実践

対話鑑賞とは、グループで対話を重ねながら美術作品を読み解いていく美術鑑賞方法です。絵や写真等視覚的な情報を読み解く思考力や、それを言語化して伝えるためのコミュニケーション能力、人の意見を聞く傾聴力等を培うことができます。

学校における学級運営でも生かすことができると考え、龍子記念館の展示作品を活用し、大田区教育委員会初任者研修で実践しています。

【教員の声】

積極的に話すことが難しいと思っていたこともが、「誰でもいつでも気軽に話していい」ことがわかるし、教員は子どもたちにどういった質問をしていくか考えることでコーディネート力が向上する。

× にぎわい

●お祭りがもたらすにぎわいと地域の輪

「大田文化の森」を拠点に活動する区民団体と地域の自治会連合会が主催となって、毎年夏祭りを開催しています。当日は近隣に住むこどもから大人による多ジャンルの演奏やダンスが披露されたり、誰でもステージでカラオケに参加したりできます。お祭りを盛り上げる仲間として出展者を広く公募し、お祭りのフィナーレを飾るのは全世代が楽しめる盆踊りです。地域に絆とにぎわいをもたらす夏の風物詩となっています。

第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制

区は「文化権」の視点のもと、区民誰もが文化芸術に親しみ、笑顔でいきいき暮らすまちをつくれるよう、さまざまな分野と文化資源を介して有機的な連携を図る総合政策として文化芸術施策を推進します。

庁内はもとより、公益財団法人大田区文化振興協会、文化芸術団体、民間事業者、芸術家、区民といった文化芸術に携わる人々と一体となって取り組んでいきます。

●区役所の役割

文化芸術推進の方向性を示すとともに、その推進体制の構築、多様なメディアを活用した情報発信・提供に取り組みます。また、文化芸術の持つ力をまちづくりに生かしていくため、区役所内の組織を横断した連携、文化芸術の視点を取り入れた事業が各分野で行われるよう働きかけます。

●区立文化施設の役割

区立の博物館・記念館・ホール等は、区民が身近に文化芸術に親しみ、鑑賞、創造、発信、継承するひとつの拠点といえます。また、区民が文化芸術事業に主体的に参画できる場、コミュニティを育む場という役割も担います。文化施設の運営にあたっては、高い専門性を持つことが求められます。

●区民の役割

区民は文化芸術活動の主役です。創造的な活動や地域の文化芸術活動にかかわること、文化芸術を鑑賞すること、ほかの区民や団体の文化芸術活動を支援・応援することも、文化芸術の推進につながります。さまざまな分野で主体的に文化芸術活動にかかわることが区民の役割といえます。

●地域の文化芸術団体の役割

地域に根ざした活動を通して、区民同士が楽しみや感動を共有し、交流する機会をつくることができます。さらには、文化施設と連携し、区ならではの鑑賞・体験の機会をつくることも可能です。自らの活動とともに、ほかの団体や組織と協力・協働することで、文化芸術の発展に寄与することが役割といえます。

●芸術家・クリエイターの役割

芸術家・クリエイターは、作品制作を通じて新たな価値観を生み出し、楽しさや感動、気づきを区民に届けることができます。また、区民や団体、文化施設、民間事業者、区等と協働して、作品の鑑賞機会を提供したり、ワークショップ等の体験機会を創出したりすることが期待されます。

●民間事業者等の役割

文化芸術活動の場は区立文化施設に限りません。民間事業者による博物館やアートスペースは、独自の活動で区民が文化芸術に親しむ機会を創出しています。また、ものづくりの技術を持つ町工場をはじめ企業や NPO 法人等は、その力を文化芸術と結びつけ新たなコンテンツを生む可能性を秘めています。

●公益財団法人大田区文化振興協会の役割

令和9年度には協会創設40周年という節目の年を迎えることから、区の文化芸術政策をともに推進していくにあたり、区が示す方針への理解と、区と連携・協働しながら、次のような役割及び事業展開をさらに期待します。

*区の文化芸術推進に寄与する事業の実施、良質で多彩な公演を提供する等、営利企業ではできない公益性の高い事業や時代のニーズに合った魅力ある事業を行うこと

*文化芸術分野における高度な専門性とノウハウを生かし、区と連携し区の事業に積極的に取り組むこと

*区民や文化芸術活動団体から寄せられる事業運営に関する相談に対し、これまでの知見を生かして助言・サポートすること。また、活動拠点を文化施設に限定せず、つながりを求めている区民同士の出会いや交流の場づくり等、地域に根ざしたコーディネート役となること。

*区の文化資源を顕在化させ、事業や人材に関する情報を広く発信すること。また区所蔵資料を活用して他自治体と連携し、区の文化資源とその魅力を広く発信すること。

*地域のなかで文化芸術事業を企画・運営できる人材を育成すること。

●公益財団法人大田区文化振興協会とは

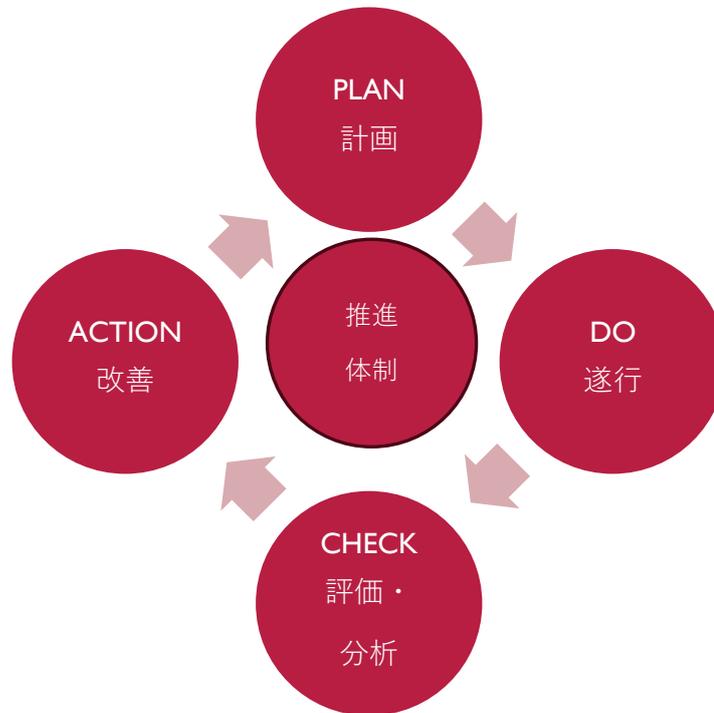
区の外郭団体として「大田区における文化芸術の振興を図り、もって地域の活性化と魅力ある文化のまちづくりに寄与する」ことを目的として昭和62(1987)年に創設されました。平成22(2010)年に公益財団法人に移行、文化芸術分野において高い専門性を有し、区の政策を推進する代表的な存在として、豊かな文化の形成と活性化のために公益事業を展開しています。

近年では新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の危機が、人々の生活様式に大きな影響を与えました。この困難な社会状況下でも、制限の範囲内で文化施設での事業開催や SNS の活用、オンライン配信を拡充する等、その都度ガイドラインを遵守しながら区の文化芸術政策の歩みを止めることなく、工夫を凝らした対応を取ってきました。第3次計画が掲げたまちの将来像である「文化を愛し育み創造する、にぎわいのあるまち大田区」に実施可能な範囲で事業を推進し続けてきた実績があります。このほか、区の外郭団体として災害時における協定を締結しており、区と連携し施設利用者の安全を確保し、災害応急活動にも取り組んでいます。

2 進行管理

本計画を着実に推進するため、PLAN(計画)、DO(遂行)、CHECK(評価・分析)、ACTION(改善)のPDCAマネジメントサイクルにより計画の進行管理を推進します。

評価・分析にあたっては毎年度、資料編「施策別事業一覧」に掲載している各事業の進捗管理、事業参加・来場者アンケート及び参加型評価を、中間見直しにあたる令和11年度には区民アンケートを実施し、これらを組み合わせることで多面的に進捗を評価していきます。また、学識経験者や日頃から文化芸術活動を行う区民等で構成される「大田区文化芸術推進協議会」や「大田区文化芸術推進連絡会」を開催し、次年度以降につなげていきます。



	前期計画			中間見直し	後期計画			
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
各事業の進捗管理	実施	→						
事業参加・来場者アンケート	実施	→						
参加型評価	実施	→						
区民アンケート				実施			実施	
大田区文化芸術推進連絡会	実施	→						
大田区文化芸術推進協議会			実施	→			実施	→

資料編

1 策定経過

日時	会議・調査等	内容
令和6年10月29日	第1回大田区文化振興推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区文化振興プランの改定について ・大田区文化に関する区民意識調査の設問案について ・文化関係団体へのヒアリングについて
令和6年11月11日	区管理職講演会	政策としての文化の可能性を学ぶ(対話鑑賞実践含む)
令和6年11月29日から令和7年1月8日	大田区文化に関する意識調査(個人・団体)	区民の文化芸術に対する関心やニーズを把握し、区の文化芸術施策に活用していくためアンケート調査を実施
令和6年12月26日から令和7年2月27日	団体ヒアリング	区内で文化芸術活動を行っている団体について、現状を把握するためのヒアリング調査を実施
令和7年2月20日	大田区教育委員会初任者研修	教員研修として対話鑑賞実践
令和7年3月19日	第2回大田区文化振興推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区文化に関する意識調査結果について ・文化団体ヒアリング調査結果について ・文化振興プランの実績報告について
令和7年5月1日	第3回大田区文化芸術推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・区が考える文化施策について ・次期大田区文化振興プランの体系案について

令和7年8月8日	第4回大田区文化芸術推進協議会	・現行プランの評価について ・次期大田区文化振興プランの素案について(1)
令和7年9月19日	第5回大田区文化芸術推進協議会	・次期大田区文化振興プランの素案について(2)
令和7年10月28日	第6回大田区文化芸術推進協議会	・次期大田区文化振興プランの素案について(3)
令和7年11月14日から令和7年12月5日	大田区文化芸術推進プラン(素案)区民意見公募手続(パブリックコメント)	
令和7年11月17日 令和7年11月22日	大田区文化芸術推進プラン(素案)区民説明会	
令和7年12月23日	第7回大田区文化芸術推進協議会	・大田区文化芸術推進プランの素案について(4)
令和8年2月19日	大田区教育委員会初任者研修	教員研修として対話鑑賞実践
令和8年3月2日	第8回大田区文化芸術推進協議会	・大田区文化芸術推進プランについて
令和8年3月末日	「大田区文化芸術推進プラン」策定	

※大田区文化振興推進協議会は、令和7年5月1日から大田区文化芸術推進協議会と名称が変更となりました。

2 大田区文化芸術推進協議会 委員名簿

氏名	選出区分
◎小林 真理	学識経験者
○片山 泰輔	学識経験者
若林 朋子	学識経験者
シールズ 美奈子	公募区民
吉澤 均	文化芸術団体関係者
鈴木 英明	自治体町会関係者
湯澤 元一	その他区長が必要と認める者
鴨志田 隆	公益財団法人大田区文化振興協会職員 (令和7年3月31日まで)
後藤 清	公益財団法人大田区文化振興協会職員 (令和7年7月3日まで)
立山 睦正	公益財団法人大田区文化振興協会職員 (令和7年7月4日から)
田村 英樹	区議会議員(令和7年7月3日まで)
大森 昭彦	区議会議員(令和7年7月3日まで)
田島 和雄	区議会議員(令和7年7月4日から)
松原 秀典	区議会議員(令和7年7月4日から)
井上 隆義	区職員(令和7年3月31日まで)
青木 毅	区職員(令和7年3月31日まで)
田村 彰一郎	区職員(令和7年4月1日から)
保下 誠	区職員(令和7年4月1日から)

◎会長、○副会長

※敬称略

3 大田区 文化に関する意識調査

本計画の策定に際して、区民の文化に対する関心やニーズを把握し、区の文化施策に活用していくための基礎資料とするため、令和6年度に以下の調査を行いました。

■実施時期と対象

(1)個人向け調査

- 大田区の住民登録がある満18歳以上の2,900人(無作為抽出)
- 回収率:41.0%(回収数1,189件)
- 調査期間:令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法:郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

(2)団体向け調査

- 大田区に団体登録をしている100団体(無作為抽出)
- 回収率:79.0%(回収数79件)
- 調査期間:令和6年11月29日(金)から令和7年1月8日(水)まで
- 調査方法:郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

(3)文化関係団体のヒアリング調査

- 区内に拠点を置く文化芸術活動団体等、6団体
- 調査期間:令和6年12月26日(木)から令和7年2月27日(木)まで
- 調査方法:対面による聞き取り調査

※本冊子では、区民意識調査概要版のみ掲載し、同調査結果の詳細及び団体ヒアリング結果は区HPに掲載しています。



■図表の見方

- ①図表内の「N」は、各設問の回答者数を示す。
- ②集計は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しているため、比率の合計が100.0%とならない場合がある。

「大田区 文化に関する意識調査概要版」を転載

【参考1】「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」

新たな基本計画策定の基礎資料及び各種計画に掲げる施策の検証並びにより効果的な政策立案に資することを目的とし、区内在住の区民を対象とした意識調査。そのうち、区の文化や歴史に触れる機会の有無、区の文化芸術に親しむ環境への満足度を抜粋します。

※調査設計は区HPに掲載しています。



■実施時期と対象

- 大田区内に居住する満 18 歳以上の男女個人(外国人を含む)2,000 人(無作為抽出)
- 回収率:35.7%(回収数 713 件)
- 調査期間:令和6年8月1日から8月 22 日まで
- 調査方法:郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

「区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査」のうち、
区の文化や歴史に触れる機会の有無、
区の文化芸術に親しむ環境への満足度の部分を転載。

【参考2】大田区政に関する世論調査

大田区の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や政策立案の基礎資料とするために実施。区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度を抜粋します。

※調査設計は区HPに掲載しています。



■実施時期と対象

- 大田区内に在住する満 18 歳以上の男女個人(外国人を含む)4,000 人(無作為抽出)
- 回収率:50.5%(回収数 2,021 件)
- 調査期間:令和5年5月 31 日から6月 19 日まで
- 調査方法:郵便にて発送、回答収集は郵送又は電子申請方式

「大田区政に関する世論調査」のうち、
区内の歴史や文化、芸術に親しめる環境への満足度の部分を転載。

4 施策別事業一覧

各施策に紐づく施策別事業一覧です。こちらに記載のある事業について、毎年度進捗管理を行います。 ※計画期間中に変更となる場合があります。

【施策1】

(令和8年3月時点)

事業名	事業内容	所管課
大田区文化祭	区民による文化芸術活動の発表・鑑賞・交流の場として、絵画や写真、書道、郷土芸能等幅広い分野で出展者を募って開催します。	文化芸術推進課
大田区障がい者文化展	障がいのある方が日頃の創作活動の中で制作した作品を発表します。	障害福祉課
大田区百景・新大田区百景	区内の生活・環境・文化の変遷を知る資料として、昭和39(1964)年に99点、平成9(1997)年に122点を制作しました。区内施設に作品を貸し出し展示します。	文化芸術推進課
クラシック、ポピュラー等の音楽公演	未就学児でも楽しめるコンサートや若年層向けの公演等、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
バレエ、ダンス、パフォーマンス等の舞台公演	未就学児でも楽しめる演目や若年層向けの公演等、誰もが身近に文化芸術に触れる機会を提供します。	文化振興協会
大田区在住作家美術展	区を拠点に活躍する大田区美術家協会の美術家たちの絵画や立体作品を展示します。	文化振興協会
収蔵拠点を活用したワークショップ	区所蔵美術品等を集約する馬込アートギャラリーで、常設展示と同時にこども向け対話鑑賞、区内在住アーティストによるワークショップを開催します。	文化振興協会
民間事業者との連携	民間事業者との協働により、区の財産を活用しながら、美術品等の鑑賞・表現・体験機会を提供します。	文化芸術推進課
文化センターまつり	文化センターで活動する団体がその成果を発表する場として開催します。活動団体	地域力推進課

	と地域の人が交流する機会になっています。	
エセナフェスタ	大田区立男女平等推進センター「エセナおた」を利用している団体による作品展示やワークショップ等、誰もが鑑賞・体験できるお祭りを開催します。	人権・男女平等推進課
平和記念式典等	式典やパネル展、戦争体験者の講和を通じて、平和について考える機会を提供します。	文化芸術推進課、文化振興協会
公演サポーター	文化振興協会主催事業において、公演の事前準備や当日の会場案内に従事することで、楽しみながら文化芸術活動を支援する人を通年で募集します。	文化振興協会
bee cub voice みつばち隊	公募で集まった区民記者が、イベントやアートにまつわる情報を取材し区民目線で発信します。	文化振興協会
OTA オペラプロジェクト	総合芸術といわれるオペラのワークショップを通じて、オペラ歌手と本格的な舞台作品を創造する機会を提供します。	文化振興協会
国際都市おおた大使(来～る大田区大使)	区内在住等で区にゆかりのある外国籍の方を委嘱し、区の魅力や情報を国内外に発信したり、自国の文化を紹介したり、区民との交流活動を行います。	地域力推進課
福祉施設訪問事業(ピアノ・声楽)(美術)	アーティストが区内の福祉施設を訪問し、童謡を披露する等、福祉施設利用者に鑑賞する機会を提供します。	文化振興協会
郷土博物館出張事業	学芸員が要望に応じて小中学校や区内施設等に出張し、講演や展示等を実施します。	郷土博物館
学校出張講座	区内小中学校にアーティストを派遣し、音楽や伝統芸能、演劇、ダンス、演芸等の鑑賞プログラムを実施します。	文化振興協会
平和の映画キャラバン	区内児童館で平和に関する映画を上映し、こどもたちに生命と平和の大切さを伝えます。	文化芸術推進課

特設展示	地域庁舎や特別出張所等の公共施設、民間施設に特設展示スペースを設け、区民や文化芸術団体が制作した作品の発表や、区所蔵美術品等の展示を行います。	文化芸術推進課
アプリコ・アートギャラリー	区が所蔵する絵画を区民ホール・アプリコで展示します。	文化振興協会
龍子記念館の小・中学生対象事業	夏休み期間中に小・中学生を対象としたギャラリートークやワークショップを開催します。	龍子記念館
中学校課外活動支援事業	少人数の中学校吹奏楽部を対象に、プロの音楽家が演奏を指導し、ホールで合同コンサートを開催します。	文化振興協会
フレンドシップ・アーティスト出演者オーディション(ピアノ・声楽)	若手演奏家の発掘・支援のため、出演者オーディションを開催します。オーディション合格者は、文化振興協会主催のコンサートに出演することができ、自身の研鑽を積むとともに区民の鑑賞機会の創出にも貢献します。	文化振興協会
アーティスト・イン・レジデンス	アーティストが旧川端龍子邸アトリエで作品の滞在制作を行い、その成果を展示します。	龍子記念館

【施策2】

事業名	事業内容	所管課
資料の収集、調査・研究、保存	地域の歴史やゆかりの人物を区民に紹介すべく資料を調査・研究し、保存します。また、区民からの寄贈や古書店からの購入等を通じて、郷土資料を収集します。	郷土博物館、 大森 海苔のふるさと館、 勝海舟記念館
常設展、特別展、企画展の開催	考古・歴史・民俗関係資料を基礎とした調査・研究の成果を展示します。	郷土博物館、勝海舟記念館
常設展、企画展の開催	国の重要有形民俗文化財に指定された海苔資料を保存・展示するほか、地域の方々と協働して「海苔つけ」体験を実施する等、海苔にかかわる多彩な活動を行っています。	大森 海苔のふるさと館

学校見学	社会科見学・総合学習の一環として、児童・生徒を受け入れています。	郷土博物館、 大森 海苔のふるさと館、 勝海舟記念館、 龍子記念館、 熊谷恒子記念館
グッズ制作・販売	所蔵資料を活用した図録をはじめ、オリジナルグッズを制作、販売します。	郷土博物館、 勝海舟記念館、 龍子記念館、 熊谷恒子記念館
文化財の保存・保護及び普及啓発	文化資源を後世に継承していくため、文化財の保存・保護に努め、普及啓発活動を行います。 刊行物の発行や講演会、公開見学会、写真パネル展の開催等を通じて、区民が区の文化財に触れる機会を提供します。	大田図書館
博物館講座・体験学習会	区の考古・歴史・民俗について区民が学び、より理解を深めることができる機会を提供します。	郷土博物館
郷土博物館を拠点に活動している団体の活動	郷土博物館での展示や体験学習・講座を通して発足した団体が、これまで積み重ねてきた研究成果を発表したり、博物館事業への協力を行います。	郷土博物館
大森 海苔のふるさと館を拠点に活動している団体の活動	海苔づくりの歴史を後世に伝えるために活動している団体が、海苔つけ体験イベント等を行います。	大森 海苔のふるさと館
龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館における展示やギャラリートーク等の開催	各記念館の所蔵資料を展示したり、資料や人物にまつわるギャラリートーク・ワークショップを開催します。	龍子記念館、熊谷恒子記念館、山王草堂記念館、尾崎士郎記念館
区所蔵資料の修復	後世へ資料を適切に保存・継承するため計画的な修復を行います。	文化芸術推進課、 郷土博物館、 勝海舟記念館、 文化振興協会、 龍子記念館、 熊谷恒子記念館

区所蔵資料のデジタルアーカイブ化	区所蔵資料の保存・活用の両立を図るため、デジタルアーカイブ化及び一元管理を推進します。	文化芸術推進課、郷土博物館、勝海舟記念館、龍子記念館
大田区伝統工芸士の認定	区内で活動する伝統工芸士の社会的評価の向上を図り、区民の伝統工芸への興味・関心を喚起するため認定制度を実施します。	文化芸術推進課
大田区伝統工芸展	漆工芸や和竿等、伝統工芸の実演やワークショップを通じて、職人の技と手仕事の魅力を広く発信します。	文化芸術推進課
おおたの文化 week in GRANDUO	駅ビルとの公民連携事業として、区の伝統工芸を身近に感じる機会を提供するため、実物展示とともに誰でも参加できるワークショップも同時開催します。	文化芸術推進課
洗足池 春宵の響	笛や囃子等の和楽器演奏の鑑賞を通じ、日本の伝統芸能に触れる機会を提供します。	文化芸術推進課
地域遺産写真展	100年後の区民に残したい区内の風情ある場所や建造物、伝統的な芸能、祭礼等の写真を区民から募集し展示します。	地域力推進課
おおた和の祭典「和つく和つくな学び舎」	区内で活動している古典芸能等の文化団体と連携し、こどもから大人まで日本の伝統文化を身近に体験できる機会を提供します。	文化振興協会

【施策3】

事業名	事業内容	所管課
区民による企画提案事業の実施	大田文化の森運営協議会が主体となって事業を企画・運営するとともに、区民が企画した事業や講座を審査・支援します。	大田文化の森運営協議会
ホール機能を持つ文化施設の特色を生かした事業	地域に根ざした事業として、区民プラザでは「下丸子らくご倶楽部」「下丸子JAZZ倶楽部」、区民ホール・アプリコでは「バック	区民プラザ、区民ホール・アプリコ、大田文化の森

	ステージツアー」、大田文化の森では「避難訓練コンサート」等を開催しています。	
博物館・記念館ミュージアムグッズの制作	町工場と協働し、博物館・記念館でオリジナルグッズを制作、販売します。	郷土博物館、勝海舟記念館
ふるさと納税返礼品	ふるさと納税返礼品に川瀬巴水の版画をデザインしたアクリルブロックと蒲田切子のガラスを採用し、区の魅力を広く発信します。	郷土博物館、総務課
OTA ふれあいフェスタ	「地域のふれあい」「交流の輪」を基本テーマに、人と人との輪を育むことを目的とし、区民が集い、楽しみ、触れあえる機会を創出します。	文化芸術推進課
OTA アート・プロジェクト	地域の文化資源をテーマにした事業を通して、区民が地域の魅力を感じる機会を提供します。	文化振興協会
大田区ミュージアムガイドの制作・配布	区内にある博物館・記念館等を紹介するマップを制作し、区民が身近に足を運べる文化施設を紹介します。	文化芸術推進課
大田区景観まちづくり賞の実施	魅力的な景観を創り、守り、育て、さらに区民や事業者の関心を高め、大田区らしい魅力あふれる景観形成をさらに推進するため、景観の質を高める建築物や樹木、街並み、活動に対して表彰します。	都市計画課
情報誌「Art Menu」の発行	文化振興協会が主催・共催する事業や施設情報を掲載したメディアです。	文化振興協会
「ART bee HIVE」の発行	区内の官民を問わず、優れた文化芸術活動・団体・ヒトの情報収集・発信を目的としたメディアです。	文化振興協会
地域の文化資源顕在化とつながり創出事業	「ART bee HIVE」で取材したギャラリー等の施設情報や地域で活動している人についてさらに詳しく取り上げ、文化振興協会 HP で紹介します。掲載情報をきっかけに、地域の人同士がゆるやかにつながっています。	文化振興協会
大田区公式 SNS 等での情報発信	区報による広報だけでなく、大田区公式 SNS(公式 X、YouTube 大田区公式チ	広聴広報課

	チャンネル、公式 LINE)と大田区シティプロモーションサイト「UniqueOta」を活用し、文化施設で行われるイベント情報を広く発信します。	
ポータルサイトの活用 (区民活動情報サイト「オーちゃんネット」・生涯学習ウェブサイト「おおたまなびの森」)	区民活動団体(自治会・町会、NPO 法人、任意団体等)の活動内容やイベント情報を紹介する「オーちゃんネット」、生涯学習に関する情報提供と学びのサポートをする「おおたまなびの森」等を活用し、目的や地域別等、区民が知りたい情報を探しやすいポータルサイトを運営します。	地域力推進課
区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPO や事業者等、地域での連携・協働を推進するため「つなぎ役」となる人材を育成します。	地域力推進課
協会職員による文化芸術事業への助言	文化芸術活動を行う区民や団体等へ向けて、専門性を生かした相談対応を行います。	文化振興協会
羽田空港第3ターミナル大田区観光情報コーナーの運営	羽田空港第3ターミナルの「観光情報センター」内で、区の観光情報や文化芸術に関する情報を発信します。	産業振興課
大田区観光情報センターの運営	京急蒲田駅直結の区の観光・文化芸術を推進する拠点です。訪日外国人に向けた折り紙や書道等の体験、オリジナルグッズや区の特産品、町工場の職人技術による工芸品等を販売します。	産業振興課
外国人向けマップ・ウェブサイトの作成・支援	大田区観光ガイドマップの増刷や観光協会HPで区内イベント情報や観光スポットを紹介します。	産業振興課
地域情報紙の発行	地域に関する情報や生活に密着した出来事、地域の歴史・文化等の情報を紹介する情報紙を発行します。	地域力推進課
中学生職場体験の充実	中学生が文化施設の業務を体験することで、自立した社会人となるための勤労観、職業観を養う機会を創出します。	指導課、郷土博物館、勝海舟記念館、大田文化の森、龍子記念館

職員研修の実施	各分野との連携による総合政策としての文化芸術施策に取り組むため、新規採用職員等に向けて区の文化芸術施策の説明や区内文化施設を巡るフィールドワーク等を実施します。	人事課、文化芸術推進課
インターンシップ・キャリア教育実習生の受入	区が主催する文化芸術事業に学生が参加することで、学生の就業意識の向上と行政に対する理解を深めることを目的に実施します。	人事課、文化芸術推進課

5 区内の指定・登録文化財の種別件数

・大田区内に所在する指定・登録文化財の種別件数(令和6年4月1日現在)

区 HP の一覧を転載。

6 国、東京都の関連法令及び計画

○国

(文化芸術基本法と文化芸術推進基本計画)

平成 29(2017)年に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術の振興を文化芸術の範疇を超えて、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各分野と連携して総合的に推進するものとされました。

法の規定に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術推進基本計画が策定されました。平成 30(2018)年に策定された第1期計画は、文化芸術の価値を人間性や創造性、伝統を尊重する心等を育む本質的価値と、人と人との相互理解を促進することや質の高い経済を実現すること等を含む社会的・経済的価値の2つの視点からとらえていることが特徴です。令和5(2023)年に策定された第2期計画は、心豊かなで活力ある社会を形成するため「文化芸術と経済の好循環」を実現すべく重点取組が設定されています。

(障害者による文化芸術活動の推進に関する法律と基本的な計画)

平成 30(2018)年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが規定されました。翌年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。この計画では、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが明記されており、3つの基本理念を基本的な視点(視点1「障害者による文化芸術活動の幅広い促進」、視点2「障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化」、視点3「地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現」)とし、具体的な施策に取り組むこととなっています。

(劇場、音楽堂等の活性化に関する法律)

平成 24(2012)年に劇場、音楽堂等の機能が十分に発揮されていないという課題を踏まえ、それら施設の活性化を図ることにより、音楽や演劇、舞踊等の実演芸術の水準向上と振興を図るため「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」制定されました。

○関連するその他分野の動向

博物館法:令和4(2022)年改正

文化財保護法:平成 30(2018)年改正

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)*:
令和2(2020)年制定

○東京都

令和4(2022)年に東京 2020 大会終了を受け、「東京文化戦略 2030～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～(計画期間は令和4(2022)年度から令和 12(2030)年度)まで」を策定しています。将来像及び4つの戦略とも、文化芸術の推進やアーティストの育成に加えて、「都民の生活が豊かになる」「人々のウェルビーイングに貢献する」等、教育や福祉、産業、観光といった多様な分野への活用をめざすものとなっています。

また、令和7(2025)年には 2050 年代にめざす東京の姿「ビジョン」を実現するため、令和 17(2035)年に向けて取り組む政策をまとめた都政の新たな羅針盤「2050 東京戦略～東京 もっとよくなる」が示され、施策 15 に「文化・エンタメ」が入りました。

7 文化芸術基本法

平成十三年十二月七日法律第四百四十八号

改正 令和元年六月七日同第二六号

目次

前 文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 文化芸術推進基本計画等(第七条・第七条の二)

第三章 文化芸術に関する基本的施策(第八条—第三十五条)

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備(第三十六条・第三十七条)

附 則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活

動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体(以下「文化芸術団体」という。)、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画(以下「文化芸術推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

改正のポイント

※平成 29(2017)年の法改正で、「文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと」「文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」を趣旨として、文化芸術振興基本法の一部が改正され「文化芸術基本法」となりました。

（文化庁 HP より一部引用：

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html）

8 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年六月十三日法律第四十七号

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 基本的施策(第九条—第十九条)
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。)の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
 - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
 - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、

音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

大田区文化芸術推進プラン

令和8(2026)年3月発行

編集・発行 大田区地域未来創造部文化芸術推進課

〒144-8621

東京都大田区蒲田5丁目13番14号

電話:03-5744-1226

FAX:03-5744-1539